

農地における砂利の採取の取扱いについて

（ 昭和 44 年 1 月 9 日 44 農地 B 第 30 号
農林省構造改善局長から地方農政局長あて ）

このことについては、「農地における砂利採取の取扱いについての覚書」（昭和 42 年 7 月 15 日付け 42 化局第 353 号、42 農地 B 第 2365 号（農）通商産業省化学工業局長、農林省農地局長）に基づき、旧砂利採取法（昭和 31 年法律第 1 号）および農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の運用が行われてきたところであるが、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「新法」という。）の施行に伴い、このたび同覚書に代えてあらたに農地局長と通商産業省化学工業局長との間で別添写しのおり覚書を交換させるとともに、これにあわせて、下記事項についても、新法の制度に際して交換された覚書（「砂利採取法制定に関する覚書」（昭和 43 年 3 月 27 日付 43 農地 A 第 592 号、43 化局第 351 号、建設省河政第 29 号、農林省農地局長、通商産業省化学工業局長、建設省河川局長））において関係省間で確認をしたので、ご了知のうえ、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、「農地における砂利採取の取扱いについて」（昭和 42 年 7 月 18 日付け 42 農地 B 第 2364 号（農）農林事務次官通達）は廃止する。

おって、このことについては、管下各都道府県知事に対して貴職から通達されたい。

以上、命により通達する。

記

- 1 新法第 16 条に定義する河川区域等以外の区域において都道府県知事が同条の採取計画の認可、第 20 条第 1 項の採取計画の変更の認可または第 22 条の変更命令（以下この項において「認可等」という。）をする場合において、当該認可等に係る砂利の採取が農業に影響を及ぼすおそれがあるとき（砂利採取場が農地又は農業用施設と接している場合等）には、当該認可等を行う都道府県の砂利担当部局は、農地担当部局に協議するものとする。
- 2 新法第 23 条第 1 項の「必要な措置」には、砂利の採取跡の埋めもどしが含まれるものとする。
- 3 新法第 23 条第 2 項の「第 21 条の規定に違反して砂利の採取を行った者」には、新法第 21 条の規定に違反して砂利の採取を行い、新法第 23 条第 2 項の命令をすべきときにはすでに砂利採取業を廃止している者が含まれるものとする。
- 4 通産省は、砂利の採取に伴う跡地の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置（以下「埋めもどし等」という。）が行われない場合において、採取者が不確知であり、かつ、そのまま放置すれば災害の発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、自から埋めもどし等を行うよう指導するものとする。

(別添)

農地における砂利の採取の取扱いについての覚書

〔 昭和 44 年 1 月 9 日 43 化第 1942 号、44 農地 B 第 30 号
通商産業省化学工業局長、農林省農地局長 〕

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の施行に伴い、砂利採取法に基づく採取計画の認可等と農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地の転用の許可等との調整を図るため、農地における砂利の採取の取扱いに関し、下記事項について相互に了解し、覚書を交換する。

記

1 用語の定義

- (1) この覚書において、「農地」とは、農地法第 4 条、第 5 条または第 73 条の規定により転用（そのための権利の設定または移転を含む。以下同じ。）が制限される土地をいう。
- (2) この覚書において「認可権者」とは、砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の認可の権限を有する者（同条の河川管理者を除く。）をいう。
- (3) この覚書において「許可権者」とは、農地法第 4 条、第 5 条または第 73 条の規定による農地の転用の許可の権限を有する者をいう。

2 土地改良事業と砂利の採取との調整

認可権者および許可権者は、土地改良法に基づく土地改良事業が施行された地域または同事業が現に施行され、もしくはその施行が計画されている地域における砂利の採取については、農地の維持、改良または造成と砂利資源の合理的な開発との調整をとくに十分に行なうこととし、相協力して砂利採取業者に対する必要な指導をするものとする。

3 許認可の際に配慮すべき事項

許可権者は、砂利の採取に係る農地の転用の許可に当たっては、その許可基準として農地転用許可基準（昭和 34 年 10 月 27 日付け農地第 3353 号（農）農林事務次官通達）によるほか、次によるものとし、認可権者は、採取計画の認可に当たっては、その砂利採取場に農地が含まれているときは、その許可基準を十分配慮するものとする。

- (1) 砂利採取業者が砂利の採取のため農地について取得する権利は、特別の事情がある場合を除き、所有権以外のものであること。
- (2) 砂利の採取後は、砂利採取業者において直ちに採取跡の埋めもどしおよび廃土の処理を行ない、特別の事情がある場合を除き、農地として復元することが確実であること。
- (3) 砂利の採取期間（埋めもどしの期間を含む。）は、特別の事情がある場合を除き、1 年以内であること。

4 砂利採取跡の埋めもどし

認可権者は、農地に係る砂利採取場について砂利採取法第 23 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき採取跡の埋めもどしを命ずる場合には、特別の事情がある場合を除き、許可権者の協力を得てその埋めもどし

後の土地が農地として利用し得る適切なものとなるよう砂利採取業者を指導するものとする。

5 連絡または調整

認可権者または許可権者は、次の(1)に掲げる処分をしようとする場合において、当該処分に係る砂利採取場またはその予定地の区域に農地が含まれているときは、(2)に掲げる手続きにより相互に連絡または調整を図るものとする。

(1) 連絡または調整を要する処分

- ア 砂利採取法第 16 条または第 20 条第 1 項の認可
- イ 砂利採取法第 22 条または第 23 条の命令
- ウ 砂利採取法第 26 条の認可の取消しまたは採取の停止の命令
- エ 農地法第 4 条、第 5 条または第 73 条の許可
- オ エの許可の取消し

(2) 連絡または調整の手続き

- ア 認可権者または許可権者は、(1)のアまたはエの処分をしようとするときは、あらかじめ申請書の写しを添えて相互に連絡し、可及的すみやかに、十分に調整を図ったうえで認可または許可することとする。この場合に、これらの処分は、同時に行なうものとする。
- イ 認可権者または許可権者は、(1)のイ、ウまたはオの処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分の内容ならびに当該処分をする理由および時期を相互に連絡するものとし、当該処分後においてもその後の経過について連絡するものとする。

6 その他の連絡調整

- (1) 認可権者は、砂利採取法第 12 条第 1 項の処分をしたときまたは同法第 36 条第 2 項の通報を受けたときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。
- (2) 認可権者は、砂利採取業者から砂利採取法第 24 条の規定による砂利の採取の廃止の届出があった場合において、当該届出に係る砂利採取場に農地が含まれているときは、遅滞なくその旨を許可権者に連絡するものとする。
- (3) 認可権者または許可権者は、砂利採取法または農地法の規定に違反して砂利の採取を行なっている事例（認可または許可の条件に違反している場合を含む。）を知った場合において、当該事例に係る砂利採取場が農地に係るものであるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする。